

工事請負契約書に関する質疑回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質疑の内容	回答
1	3	4	1		契約の保証	契約保証金について「請負代金額」は税込という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	3	4	2		契約の保証	設計・施工期間の契約保証金の額については過去の類似案件(琵琶湖流域下水道高島浄化センターコンポスト化事業、福知山市汚泥処理再構築事業、他燃料化事業等)を踏まえて、請負代金額の10分の1以上としていただけないでしょうか。履行保証保険の付保を検討しておりますが、保険料上昇により、事業費が高止まりすることを懸念しております。	ご意見として承ります。
3	3	4	5		契約の保証	「・・・保証の額が変更後の請負代金額の10分の1以上・・・」と変更いただけないでしょうか。過去類似案件と同等レベルとしていただきたくお願いいたします。	ご意見として承ります。
4	3	5条の2	2	—	著作権の譲渡等	「当該工事目的物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる」とありますが、「当該工事目的物」には設計計算書、設計ノウハウ等を含む設計成果物が含まれており、そのような企業情報、秘密が公表された場合には、当社の競争上地位が害される可能性があります。従いまして、工事目的物を公表される場合は、公表する内容について協議の上決定することとして頂けますよう、御再考願います。	秘密情報にかかるものは事前協議いたします。
5	3	5条の2	2		著作権の譲渡等	「・・・当該工事目的物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる」との記載がございますが、工事目的物には第三者に開示されることで受注者の競争上の地位を害するおそれがあるものが含まれています。受注者の技術・ノウハウに該当する箇所につきましては、第1条第5項に定める「秘密」に該当し、受注者の承諾がある場合に限り公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	秘密情報にかかるものは事前協議いたします。
6	3	5条の2	4	—	著作権の譲渡等	「工事目的物」には設計計算書、設計ノウハウ等を含む設計成果物が含まれており、そのような企業情報、秘密を自由に改変することは、当社の競争上地位が害される可能性があります。従いまして、工事目的物を改変される場合は、改変する対象について、協議の上決定することとして頂けますよう、御再考願います。	秘密情報にかかるものは事前協議いたします。
7	3	5条の2	5		著作権の譲渡等	「・・・当該工事目的物の内容を公表することができる」との記載がございますが、工事目的物には第三者に開示されることで受注者の競争上の地位を害するおそれがあるものが含まれています。受注者の技術・ノウハウに該当する箇所につきましては、第1条第5項に定める「秘密」に該当し、受注者の承諾がある場合に限り公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	秘密情報にかかるものは事前協議いたします。
8	3	5条の2	6	—	著作権の譲渡等	具体的に、どのような場面を想定してこの条文を設定されているか、御教示願います。	具体的な事象や想定内容等は回答しません。
9	6	12条の2	6	—	設計業務	2行目の「発注者及び発注者の協議において合意された…」は「発注者及び受注者の協議において合意された…」の誤りではないでしょうか。	ご理解のとおりです。

工事請負契約書に関する質疑回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質疑の内容	回答
10	6	12条の2	7	—	設計業務	5行目の「合理適」は「合理的」の誤りではないでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	9	19			設計図書の変更	「工期若しくは請負代金額を変更し」との記載がございますが、必要かつ発注者が合理的であると認める場合は、工期と請負代金額の双方を変更いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	9	20	3		工事中止	「工期若しくは請負代金額を変更し」との記載がございますが、必要かつ発注者が合理的であると認める場合は、工期と請負代金額の双方を変更いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	10	26	3		賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	工事工種毎（プラント工事、土木・建築工事等）によって物価等の変動が異なるため、工事工種毎に価格改定協議をしていただくようお願い致します。	ご意見として承ります。
14	10	26	3		賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	物価指数等は、政府の各種統計、日本銀行等の公表する価格指数、その他社会的に相当程度信頼されている資料等から、事業団様と協議して決定するものと考えて宜しいでしょうか？なお、上記で挙げた物価指数等の例は「公共工事標準請負約款の解説（建設業法研究会編書 大成出版社出版）」より引用しており、公共工事標準請負約款ベースの本契約において妥当なものと考えています。	ご意見として承ります。
15	10	26	3		賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	入札日から契約日までの期間において、事業者が入札価格に折り込めない物価変動リスクは事業者が負うこととなります。これを踏まえ設計・施工期間並びに維持管理・運営期間の物価変動の改定指標については、契約日ではなく入札日時点を基準としていただけますでしょうか。	ご意見として承ります。
16	11	30条	1	—	不可抗力による損害	2行目の「発注者と受注者のいずれの責めにも双方の責に帰することができないもの…」は「発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの…」の誤りではないでしょうか。	国の標準約款に準拠しておりますので、原文のままといたします。
17	11	30	4		不可抗力による損害	特定建設共同企業体(乙型)を組成し本入札を行う場合、不可抗力による損害につき、「当該損害の額(・・・)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(・・・)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。」との記載がございますが、本項で適用される請負代金額を「特定建設共同企業体の各構成員の請負金額」と理解し、各構成員がそれぞれの請負代金額の100分の1を超える額を負担することをお認めいただけないでしょうか。 特定建設共同企業体(乙型)の構成員の請負金額比率が他構成員に比べ小さい場合、請負代金額全体に対して100分の1を超える額を負担する場合、損害額が100分の1を越えず、一方で他構成員に比べ請負代金額が少額につき、多大なる損害が発生する可能性があり、公平性が保たれません。	ご意見として承ります。

工事請負契約書に関する質疑回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質疑の内容	回答
18	13	35			前払金	前払金の支払いについて請負代金額に対する割合が空白となっておりますが、当該項目については発注者と受注者間の協議事項であるという認識でよろしいでしょうか。	公告時に提示します。
19	19～20	54条の2 54条の3	—	—	談合等不正行為があった場合の違約金等	第54条の2と第54条の3の関係について、御教示願います。 ① この契約に関して独禁法違反があったとき、又は、談合や入札妨害で刑事罰に処せられたとき、受注者は損害賠償責任を負う旨を第54条の2で定め、その損害賠償額について、第54条の3第1項が定めているということでしょうか。つまり、第54条の3第1項は、第54条の2の損害賠償の予定を定める規定であるという理解でよろしいでしょうか。 ② 第54条の2の損害賠償金を「違約金として支払う」とは、どういう意味でしょうか。 ③ 第54条の3第2項は、同項各号に該当した場合の損害賠償の予定を定める規定でしょうか。 ④ 第54条の3第3項は、損害額が同条第2項の予定額を超過する場合は、超過分の損害も請求できることを定める規定でしょうか。	①、③、④ご理解のとおりです。 ②第54条の3の違約金は、損害賠償額の予定を意味します。損害賠償金の額を、請負代金額（契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。）の〇パーセントに相当する額と予め定めるという意味です。
20	19	54条の3	2	1	談合等不正行為があった場合の違約金等	独占禁止法第7条の2には、第8項及び第9項はないと考えます。適用条文を御教示願います。	独占禁止法改正前の条文になっておりましたので修正します。 正) 独占禁止法第7条の3第2項又は第3項
21	19	54条の3			発注者の損害賠償請求等	損害賠償について請負代金額に対する割合が空白となっておりますが、当該項目については発注者と受注者間の協議事項であるという認識でよろしいでしょうか。	公告時に提示します。
22	21	58			制裁金等の徴収	制裁金につき、特段の規定がございませんが、本事業にて適用される場合には、定義を記載いただきたくお願いいたします。	ご意見として承ります。
23	21	58	—	—	制裁金等の徴収	「制裁金・・・を支払わないとき」とありますが、工事請負契約書に「制裁金」に関する記載が無いため、「制裁金」の文言を削除することを御再考願います。	国の標準約款に準拠しておりますので、原文のままといたします。